

番号制度における本人確認に関する事務処理方針

平成 27 年 12 月

白 岡 市

1 はじめに

本方針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 16 条の規定に基づき、個人番号利用事務等実施者が実施する本人確認*1の措置（以下「本人確認」という。）の事務処理方針を示すものである。

なお、本方針の対象となる本人確認は、番号法に基づいて個人番号等を記載する必要がある届出・申請等（以下「申請等」という。）を市民から受け付ける際に行う本人確認のみであることから、住民基本台帳事務、戸籍事務等個別の法令に本人確認の方法が定められている場合には、その定めに従うものとする。

*1 本人確認：申請等を行う住民が、確かに本人であると確認すること。

2 目的

この方針は、申請等の受付時における本人確認の方法等を示し、特定個人情報に対する虚偽若しくは不正な申請等の防止又は個人情報の保護及び事務の正確性の確保を図ることを目的とする。

3 本人確認の基本的な考え方

- (1) 申請等を受けようとする職員（臨時職員及び再任用職員を含む。以下同じ。）は、必ず、申請等を行う本人自身の個人番号の確認及び身元の確認を行わなければならない。

個人番号の確認及び記載を拒否された場合には、申請書等に個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることを説明するものとする。

それでもなお、記載を拒否された場合は、職権により記載するものとする。

- (2) 本人確認の対象者は、行政サービスを直接受ける者ではなく、申請等を行う者である。このため、代理人による申請等を受けようとする職員は、必ず、代理人の代理権の確認及び代理人の身元（実在）確認並びに本人の個人番号

の確認を行わなければならない。

また、申請等を行う者が法人等の従業員の場合は、当該従業員自身の本人確認を行う。

- (3) 申請書等の提出を行う者が使者*2となる場合は、郵送による申請等の場合と同様の取扱いとする。ただし、申請等を行う者が代理人なのか、使者なのかは、窓口での判断となる。

*2 使者：代理権がなく、申請書等を窓口に持ってくることのみを役割とする者

- (4) 申請等を受け付けた際に本人確認を行ったか否かについて、後日における確認を可能とするため、本人確認を行った方法及び対応した職員の氏名を記録に残すものとする。

なお、記録については、申請書等の余白や裏面に必要事項を記入する方法で行うものとする。

4 本人からの申請等の場合（対面による確認）

(1) 個人番号の確認

個人番号の確認は、次のいずれかの方法により正しい番号であることの確認を行うものとする。

ア 個人番号カードの裏面に記載のある個人番号を確認する。

イ 通知カードの表面に記載のある個人番号を確認する。

ウ 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書により確認する。

エ 上記のアからウによる確認が困難である場合には、次の方法で確認することができるものとする。

(ア) 過去に本人確認している場合には、作成している特定個人情報ファイルで確認する。

(イ) 過去に本人確認を行っていない場合には、市民であれば、行政基本システムにより確認する。

(ウ) 市外住民の場合は、統合端末により確認する。

(エ) 官公署、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類（個人番号及び氏名、生年月日、住所等の個人情報に記載されているもの）により確認する。

(2) 身元（実在）の確認

身元の確認は、次のいずれかの方法により個人番号の正しい持ち主であることの確認を行うものとする。

ア 個人番号カードの表面に記載のある顔写真及び個人情報（氏名、生年月日、住所等）を確認する。

イ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等の顔写真及び個人情報（氏名、生年月日、住所等）を確認する。

ウ 行政機関から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、顔写真の表示等の措置が施されているもの（別紙1参照）を確認する。

エ 上記のアからウによる確認が困難である場合には、次に掲げる顔写真の表示等がない書類（別紙2参照）であっても、2種類以上の書類を確認することにより身元確認ができるものとする。

(7) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

(i) 官公署、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（氏名、生年月日、住所等の個人情報が記載されている書類）

(ii) 財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受ける場合は、次の書類等で確認する。

a 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ

b 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類のうち、本人の氏名、生年月日、住所等が記載されているもの

c 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号等

d 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項

e a から d までが困難であると認められる場合であり、かつ、還付請

求以外の申請等である場合は、過去に本人確認を行った上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等の作成に当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるもの

オ 個人番号の提供を行う者が、本人であることが明らかであると職員が認める場合は、書類による身元確認を省略することができるものとする。ただし、書類による身元確認を省略したこと及びその理由について記録しておくものとする。

5 本人からの申請等の場合（郵送）

(1) 個人番号の確認

前項第1号に掲げる書類又はその写しを申請書等に同封（提出）してもらい、書類を確認するものとする。

なお、前項第1号に掲げる書類の提出がないなど、番号の確認ができない場合は、次のいずれかの方法により個人番号の確認ができるものとする。

ア 過去に本人確認している場合には、作成している特定個人情報ファイルで確認する。

イ 過去に本人確認を行っていない場合には、市民であれば、行政基本システムにより確認する。

ウ 市外住民の場合は、統合端末により確認する。

(2) 身元（実在）の確認

前項第2号に掲げる書類又はその写しを申請書等に同封（提出）してもらい、書類を確認する。

なお、前項第2号に掲げる書類の提出がないなど、身元の確認ができない場合は、電話などにより、基礎年金番号等の固有の番号、給付の受取先金融機関名等、本人しか知り得ない事項を口頭により複数質問し、照合することにより確認するものとする。

また、確認の際には、市が保有する事項を相手に伝えないよう、質問方法に注意するものとする。

6 本人の代理人から個人番号等の特定個人情報の提供を受ける場合（対面）

(1) 代理権の確認

以下の方法で、代理権の確認を行うものとする。

ア 法定代理人である場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類により確認する。

イ 任意代理人の場合には、委任状により確認する。

ウ 上記ア、イによる確認が困難である場合には、官公署、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類（本人の健康保険証等）その他代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類により確認することができるものとする。

(2) 本人の個人番号の確認

ア 本人の個人番号カード又はその写しにより確認する。

イ 本人の通知カード又はその写しにより確認する。

ウ 本人の個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写しにより確認する。

エ 上記アからウまでによる確認が困難である場合には、次の方法により確認することができる。

(ア) 過去に本人確認している場合には、作成している特定個人情報ファイルで確認する。

(イ) 過去に本人確認を行っていない場合には、市民であれば、行政基本システムにより確認する。

(ウ) 市外住民の場合は、統合端末により確認する。

(エ) 官公署、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類（個人番号及び氏名、生年月日、住所等の個人情報が記載されているもの）により確認する。

(3) 代理人の身元（実在）の確認

代理人の身元の確認は、次のいずれかの方法により確認を行うものとする。

ア 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等の顔写真及び個人情報（氏名、生年月日、住所等）を確認する。

イ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

(氏名、生年月日、住所等の個人情報に記載されている書類)を1つ提示してもらうことにより確認する(別紙1参照)。

ウ 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証明する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地等の法人情報が記載されているもの)を提示してもらうことにより確認する。

エ 上記のアからウによる確認が困難である場合には、次に掲げる顔写真の表示等がない書類(別紙2参照)であっても、2種類以上の書類を確認することにより身元確認ができるものとする。

(ア) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

(イ) 官公署、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(氏名、生年月日、住所等の個人情報が記載されている書類)

(ロ) 財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等

(4) 個人番号の提供を行う者が、本人であることが明らかであると職員が認める場合は、書類による身元確認を省略することができるものとする。ただし、その場合も書類による身元確認を省略したこと及びその理由について記録しておくものとする。

7 本人の代理人からの申請等の場合(郵送)

(1) 代理権及び代理人の身元(実在)の確認

前項第1号及び第3号に掲げる書類又はその写しを申請書等に同封(提出)してもらい、書類を確認するものとする。

なお、前項第1号及び第3号に掲げる書類の提出がないなど、代理権及び代理人の身元の確認ができない場合は、電話などにより本人と代理人との関係、基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等、本人及び代理人しか知り得ない事項を口頭により複数質問し、照合することにより確

認するものとする。

また、確認の際には、市が保有する事項を相手に伝えないよう、質問方法に注意するものとする。

(2) 本人の個人番号の確認

前項第2号に掲げる書類又はその写しを申請書等に同封（提出）してもらい、書類を確認するものとする。

なお、前項第2号に掲げる書類の提出がないなど、個人番号の確認ができない場合は、次のいずれかの方法により個人番号の確認ができるものとする。

ア 過去に本人確認している場合には、作成している特定個人情報ファイルで確認する。

イ 過去に本人確認を行っていない場合には、市民であれば、行政基本システムにより確認する。

ウ 市外住民の場合は、統合端末により確認する。

8 本方針の定めにかかわらず、国からの通知等により、番号制度に係る本人確認に関する指針等が示されている場合は、それらの指針等に従って本人確認を行うものとする。

別紙 1

顔写真の表示等を含めた個人情報に記載された書類（1つ提示）の具体例

1	個人番号カード
2	運転免許証
3	運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)
4	旅券(パスポート)
5	身体障害者手帳※2
6	精神障害者保健福祉手帳※1※2
7	療育手帳※2
8	在留カード
9	特別永住者証明書
10	官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、写真が表示されたもので、市長が適当と認めるもの

※1 本人の希望で写真の貼付がない手帳もある。その場合は、別紙2 顔写真の表示等がない個人情報に記載された書類として扱う。

※2 平成27年10月から埼玉県では手帳のカバーが統一（紺色、金文字）され、表示が「障害者手帳」となった。

別紙 2

顔写真の表示等がない個人情報に記載された書類（2つ以上提示）の具体例

1	国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者証
2	介護保険の被保険者証
3	健康保険日雇特例被保険者手帳
4	国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
5	私立学校教職員共済制度の加入者証
6	国民年金手帳
7	国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
8	共済年金又は恩給の証書
9	児童扶養手当証書
10	特別児童扶養手当証書
11	官公署が発行した書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので、市長が適当と認めるもの ※個人番号の「通知カード」は本人確認書類として認められていない
12	法人(国及び地方公共団体の機関を除く。)が発行した身分証明書であって、写真が表示されたもの
13	学生証であって、写真が表示されたもの
14	上記に掲げる書類に類するものであって、市長が適当と認めるもの